

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた生果実等の輸入検査について

他国から輸入される生果実等のうち一定のものについては、相手国における検疫措置が適切に行われていることを確認するため、植物防疫官を現地に派遣してその確認業務を行うこととしています。

しかしながら、今般、新型コロナウイルス感染症が世界的にまん延し、多数の国（地域）が渡航・行動制限措置をとる事態となっています。このような状況から、少なくとも同感染症のまん延が収まるまでの間、植物防疫官の現地への派遣は取り止めざるを得ない状況にあります。

他方、このような状況下でありましても、有害な動植物の国内侵入を防ぐ措置を引き続き行う必要があります。

このため、今般、一定の代替措置を講じた上で、当面の間、暫定的に、各国への植物防疫官の派遣を見合わせることにし、代替措置として、別紙で定める国（地域）から輸入される生果実等については、輸入検査時の抽出数量を増やすことといたしました。

今回の取扱いについて、ご不明な点等ございましたら、植物防疫課（輸入検疫班担当）又は最寄りの植物防疫所にお問い合わせのほど、お願いいたします。